

# 転びま宣言！埼玉

～事業場ごとに取組宣言をして転倒労働災害を減少させよう～

宣言開始期間

令和 7年 8月 1日（金）～

## ■ 趣旨

埼玉県内の休業4日以上労働災害は、近年増加傾向にあり、**中でも転倒労働災害がその約4分の1を占めています**。転倒労働災害は業種を問わず多く発生しており、減少に転じさせることが喫緊の課題となっています。

このため転倒労働災害防止に向けた取組について、県内各事業場に積極的に一丸となって行っていただくことを目的として「**転びま宣言！埼玉**」を実施します。

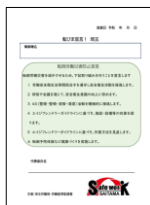
## ■ 実施内容

### 1 参加表明し宣言をする

WEBサイトで参加表明する。

労働局ホームページで参加事業場の名称及び所在地（市町村名まで）を掲載します。

宣言書をダウンロードし、社内や自社ホームページで宣言内容を掲載する。

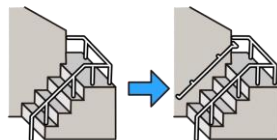


### 2 取組を行う

宣言事業場は、転倒労働災害の減少を目指して取組を行う。

例：転倒予防体操

例：両側手すりの設置



### 3 結果報告

宣言事業場は、取組結果を、宣言から6か月経過後に取組状況のWEBアンケートに回答する。

### 4 好事例の発信

取組状況のWEBアンケートから好事例を収集し、事例集等を労働局ホームページに掲載する。

## 転びま宣言！埼玉

実施要領や参加表明は右記二次元コードからご確認ください。



# 令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内（簡易版）

高齢労働者の労働災害防止を目的に、専門家による指導や設備改善等に要する費用を補助します。  
雇用状況や対策・取組計画を審査の上、効果が期待できるものに限り補助金を交付します

**補助金申請受付期間 令和8年5月20日～令和8年10月31日**

1. 専門家総合対策コースの（1）は令和8年5月20日～令和8年8月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

## 対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること。
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること。

申請にあたり、ホームページに掲載したリーフレットやQ&Aもご確認ください。

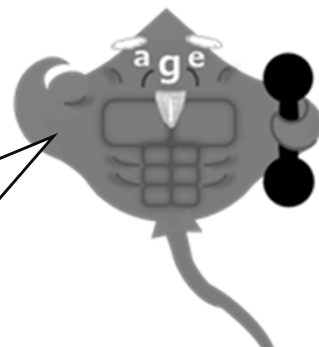
HPはこちら→



## 選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

補助金コースは  
**下の表をチェック**  
 じゃ



	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント (RA) の実施に要する費用	(1)	100 万円 (1) と (2) の合計金額 (消費税を除く)
	(2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用	4/5	
	・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置	(2)	
	・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	1/2	
2	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用	(3)	100 万円 (消費税を除く)
	・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	1/2	
3	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4)	30 万円 (消費税を除く)
・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	3/4		

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

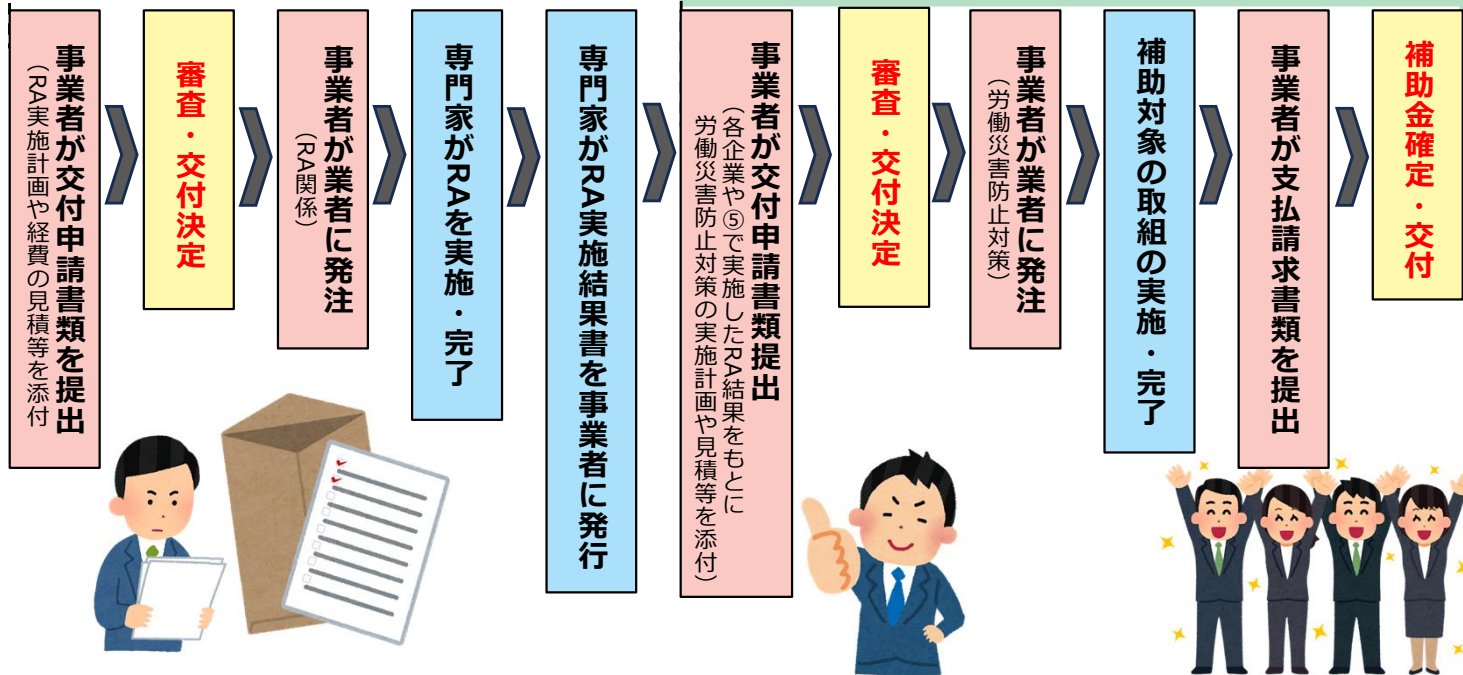
## 申請フローの概要

申請から交付までは主に以下の手順で行われます。

### 1. 専門家総合対策コース (1) 外部専門家によるリスクアセスメント(RA) を活用する場合

### 1. 専門家総合対策コース(2) 自社の担当者がRA実施する場合、

### 2. 熱中症対策コース、3. コラボヘルスコースの場合



補助金コースによって申請フローは異なります。詳細は各コースの手引きをご覧ください。

申請方法については、①郵送のほか、②電子申請(J Grants)による補助金申請も可能ですので、ご活用ください。( <https://www.jgrants-portal.go.jp/> )

各コースの詳細はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ( <https://www.jashcon-age.or.jp/> )に掲載の申請様式(手引き)も参照ください。



交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)

※専門家総合対策コースの1.(1)外部専門家によるリスクアセスメントの申請期限は8月31日まで。

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

関係書類  
送付先  
(郵送の場合)

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
エイジフレンドリー補助金事務センター  
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

申請書類は郵送で送付ください(メールでの申請はできません)  
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納、受付日の確認できない宅配便では  
送付しないでください

お問合せ先

申請担当

電話: 03(6381)7507  
FAX: 03(6809)4086

支払担当

電話: 03(6809)4085  
FAX: 03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00  
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)  
<8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

# STOP!

# 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間



## 準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

### 労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し  
熱中症予防の責任体制を確立

### 暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

### 作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止  
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を  
策定

### 設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または  
冷房設備、散水設備の設置を検討

### 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や  
涼しい休憩場所の確保を検討

### 服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や  
送水により身体を冷却する機能をもつ服の  
着用も検討

### 教育研修 の実施

ガイド・教育動画 e-learning

管理者、作業者に  
対する教育を実施



### 緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や  
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP

1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP

2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



### 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



### 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



### 服装

準備期間に検討した服装を着用



### 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、  
作業中止



### プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



### 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行  
させる等を考慮)



### 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間  
の調整  
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意  
すること



### 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま  
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎  
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮  
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



### 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量  
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを  
指導し、作業開始前に確認



### 作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、  
「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの  
健康状態を留意するよう指導



### 異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

職場における

**熱中症防止**のための

ガイドラインを参考に

**熱中症を効果的に防止しましょう!**

～職場での熱中症防止対策のポイント～



気温が急激に上昇する時期は、  
熱中症の発生リスクが高くなる傾向があります。  
本格的に暑くなる前から準備しましょう。

早めの対策を!

## ～職場での熱中症防止対策のポイント～



事業者の皆さんは、

- ① 「**設備、体制の整備**」を参考に準備を行った上で、
- ② 「**熱中症リスクの把握**」で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ 「**熱中症リスクに応じた措置**」にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。

### ガイドライン の ポイント

#### 体制整備、必要な設備の整備を行いましょ！

- ▶ 体調不良時の報告体制、重篤化防止措置の手順を整備し、周知しましょう。
- ▶ WBGT 指数計や、休憩所等の整備を行いましょ。

#### 熱中症リスクを適切に把握しましょ！

- ▶ WBGT 値を把握し、着衣補正を行い、身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値と比較しましょ。
- ▶ WBGT 基準値よりも高い場合は熱中症予防対策を実施しましょ。

#### リスクに応じた対策を検討しましょ！

##### 対策例

- ▶ 作業場所の WBGT 値の低減、風通しの良い衣服の採用。
- ▶ 作業負荷の軽減、休憩の取得。
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取。
- ▶ 暑熱順化、健康状態の確認。



#### 教育研修を行いましょ！

- ▶ 管理者、職長、作業者等、立場に応じた教育研修を実施しましょ。



目指せ！  
暑さ対策  
日本一  
埼玉



# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

こまめな水分・塩分補給も  
忘れずに！

合言葉「あつい」で職場の対策を！

# あ

暑さ指数  
の把握と軽減



# つ

疲れをためない  
(こまめな休憩)



# い

異変があれば  
すぐ報告！



職場における

## 熱中症防止のためのガイドライン

を踏まえて対策を取りましょう

厚生労働省

埼玉労働局

# 職場における熱中症予防対策ポータルサイト

「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」掲載  
熱中症対策のeラーニングコンテンツあり



## 令和7年6月 労働安全衛生規則改正

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業が対象



熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。



## 職場における熱中症防止のためのガイドライン



熱中症のおそれのある全ての作業を対象

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的。

事業者は、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を選択して実施する。

## 令和8年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」



## 埼玉労働局職場における熱中症対策のページ



お問い合わせは、埼玉労働局労働基準部健康安全課又は管轄の労働基準監督署へ

# 高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

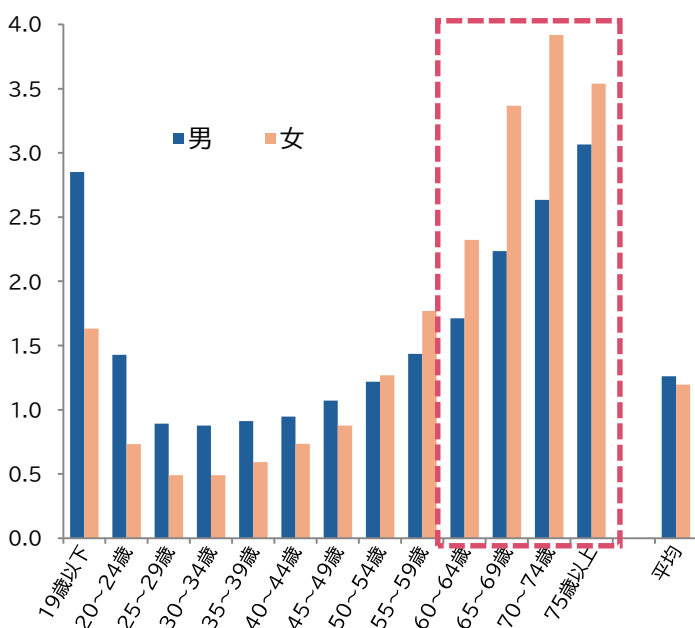
## 概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

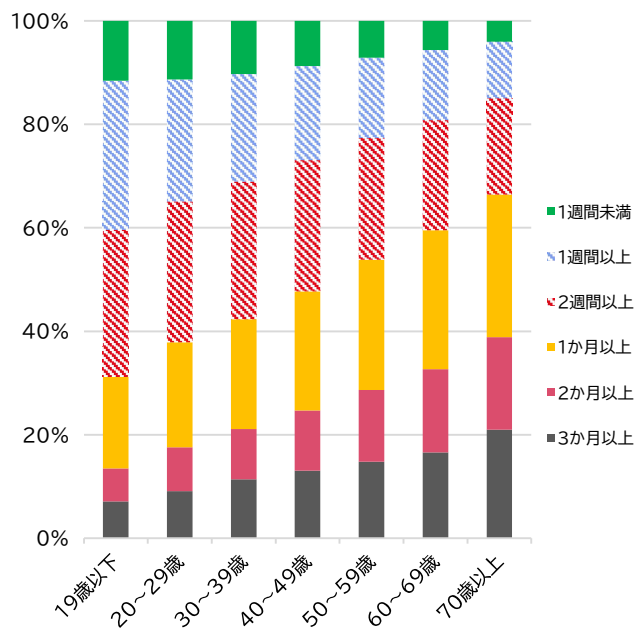
このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

## 高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



年齢層別労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)(R6)



年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)

社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

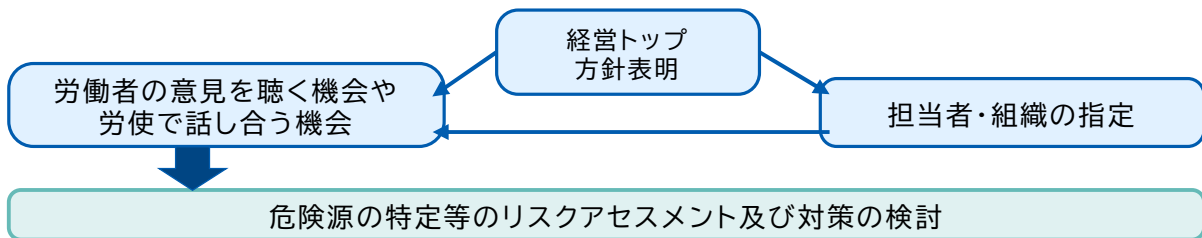
# 事業者が講ずべき措置

## 1. 安全衛生管理体制の確立等

### 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



### 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



## 2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
<p>階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする</p>	<p>リフトやスライディングボード等の導入</p>	<p>空調服の導入</p>

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

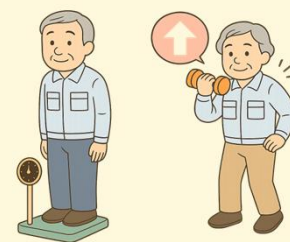
### 3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

#### 健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



### 4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

#### 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

#### 高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

#### 心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

### 5. 安全衛生教育

#### 高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

#### 管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。（高齢者が実際に働いている現場を見て、声かけ等をする）
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

## 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

## 国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生  
サポート事業



SAFEアワード



## エイジフレンドリー補助金について

### 補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー  
補助金



### 対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

### 【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

第  
99  
回

# 全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)

多様な人材  
全員参加  
みんなで育てる  
安全職場



今年で99回目となる全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和8年度は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和8年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

# 令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

## 実施者の実施事項

### 1 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立
  - 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
  - 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
  - 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
  - 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
  - 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
  - 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
  - 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
  - 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
- 自主的な安全衛生活動の促進
  - 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
  - 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- リスクアセスメントの実施
  - リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- その他の取組
  - 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

### 2 業種の特性に於いた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
  - 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
  - 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
  - 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
  - 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
  - パート・アルバイト(いわゆるスポットワーク含む)の労働者への安全衛生教育の徹底
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
  - 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
  - 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
  - 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
  - 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
  - トラックの逸走防止措置の実施
  - カトラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- 建設業における労働災害防止対策
  - 一般的事項
    - (ア)「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
    - (イ)足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
    - (ウ)職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
    - (エ)元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
    - (オ)建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
    - (カ)輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
    - (キ)一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
  - 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
  - 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- 製造業における労働災害防止対策
  - 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
  - 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
  - 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
  - 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
  - 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
  - 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- 林業の労働災害防止対策
  - 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
  - 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

### 3 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
  - 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
  - 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
  - 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
  - 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
  - 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- 高齢者に対する労働災害防止対策
  - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
- 外国人労働者に対する労働災害防止対策
  - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- 派遣労働者に対する労働災害防止対策
  - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- 特定自主検査の適正な実施
  - フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
  - 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
  - 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- 交通労働災害防止対策
  - 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
  - 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
  - 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
  - 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- 熱中症予防対策
  - 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
  - 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
  - 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- 個人事業者等を含めた災害防止対策
  - 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
  - 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
  - その他、個人事業者等が上記に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は  
こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は  
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。  
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署